

東成区災害時協力企業等登録制度

東成区役所では、いつ起きてもおかしくない大規模災害に備えて、防災力向上に向けた取り組みの一環として「東成区災害時協力企業等登録制度」を創設しました。

制度の概要

この制度は、地震・風水害等の大規模災害が発生した際に、物資等の提供に協力いただくことのできる企業等をあらかじめ登録し、企業・事業所や店舗等のもつ人的・物的資源を活用させていただくことにより、地域における災害発生時の防災力向上を目的としています。

登録要件

この制度の趣旨に賛同し協力の申し出をいただいた区内の店舗、工場、事務所などです。

登録方法

登録申込書をFAX、郵便、メール等で提出していただくことにより登録されます。

※お電話をいただければ、制度の内容について詳しくご説明させていただきます。

協力内容

- (1) 労務、技術の提供(社員1名、物資の運搬業務 など)
- (2) 食料品、飲料水、日用品等物資の提供(水、乾パン、アルファ化米、毛布 など)
- (3) 資機材等の提供(フォークリフト、軽トラ、発電機、ジャッキ など)
- (4) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放(駐車(場)スペース、会議室、倉庫 など)
- (5) その他災害対策に必要な協力、支援(ラジオ、懐中電灯、簡易トイレ、肌着 など)



認定書の発行

ご登録いただいた企業等には災害時協力企業等認定証を発行いたします。

また、東成区ホームページ等で協力内容等を広く区民に周知を行います。



**企業等のみなさん 可能な範囲で結構です。
是非、登録をお願いいたします！**

【お問い合わせ先】

東成区役所市民協働課
担当: 藤原・谷内・春田

☎ 6977-9042 📠 6972-2738

✉ tn0002@city.osaka.lg.jp